

消 防 局 告 示 第 3 号

令和3年(2021年)10月1日

消防法施行規則(昭和36年自治省令第6号)第12条第1項第8号ハの規定に基づき防火対象物を次のように指定する。

下関市消防局長

防災センター等を設ける防火対象物を指定する件

消防法施行規則第12条第1項第8号ハ(第14条第1項第12号、第16条第3項第6号、第18条第4項第15号、第19条第5項第23号、第20条第4項第17号、第21条第4項第19号、第22条第11号、第24条第9号、第24条の2の3第1項第10号、第25条の2第2項第6号、第28条の3第4項第12号、第30条第10号、第30条の3第5号、第31条第9号、第31条の2第10号及び第31条の2の2第9号において準用する場合を含む。)の規定により防災センター等を設ける防火対象物は、次に掲げるものとする。

- (1) 地階を除く階数が11以上で、かつ、延べ面積が1万平方メートル以上の防火対象物
- (2) 地階を除く階数が5以上で、かつ、延べ面積が2万平方メートル以上の特定防火対象物
- (3) 地階の床面積の合計が5千平方メートル以上の防火対象物

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、公布の日から施行する。
(平成17年消防局告示第3号の廃止)
- 2 消防法施行規則(昭和36年自治省令第6号)第12条第1項第8号ハ(第14条第1項第12号、第16条第3項第6号、第18条第4項第15号、第19条第5項第23号、第20条第4項第17号、第21条第4項第19号、第22条第11号、第24条第9号、第24条の2の3第1項第10号、第2

5条の2第2項第6号、第28条の3第4項第12号、第30条第10号、第30条の3第5号、第31条第9号、第31条の2第10号及び第31条の2の2第9号において準用する場合を含む。)の規定に基づき防火対象物を指定する告示(平成17年消防局告示第3号)は、廃止する。